

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 3 月 12 日号をお送りします。

===== Index =====

▼ 法令情報

>>> 外国人労働者の健康保険の加入について

>>> 外国人労働者の PIT の申告開始時期

----------*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*
==*-----*-----*

■—法令情報—

【人事労務】 外国人労働者の健康保険の加入について

=====

ホーチミン市社会保険機関発行 2020 年 2 月 18 日付オフィシャルレター
Official Letter 288/ BHXH-QLT によると、
社内異動の外国人労働者は健康保険の対象外となる。

政令 Decree 11/2016/ND-CP 第 3 条 1 項によると、社内異動の外国人労働者とは、
ベトナム現地の事業拠点を設立した外国企業の管理者、専門家及び技術者として
12 ヶ月以上の勤務経験があり、ベトナム現地の事業拠点に一時的に異動することをいう。

オフィシャルレター Official Letter 288/ BHXH-QLT において、
社内異動の外国人は 2020 年 2 月 1 日以降健康保険の加入は不要と案内された。
2020 年 2 月中に健康保険を利用した場合、2020 年 3 月 1 日以降に脱退申請ができる。
また、ビンズオン省社会保険機関も 2020 年 2 月 17 日、
ホーチミン市社会保険機関と同じ内容のオフィシャルレター Official Letter 202/BHXH-QLT を
発行している。

一方、ハノイ市等の北部地域では上記内容と同様の案内が発行されていないため、
社会保険機関から健康保険の加入対象の確認を要求される可能性がある。

そのため、外国人労働者が健康保険に加入する必要があるか否かを確認したい場合、事前に管轄の社会保険機関に確認いただくことをお勧めする。
また、新たな案内があった際には当ニュースレターでも改めて共有させていただく。

参考文献

- ・ ホーチミン市社会保険機関発行 2020 年 2 月 18 日付オフィシャルレターOfficial Letter 288/ BHHH-QLT
- ・ ビンズオン省社会保険機関発行 2020 年 2 月 17 日付オフィシャルレターOfficial Letter 202/BHHH-QLT

【税務】 外国人労働者の PIT の申告開始時期

=====

=====◆◇◆◇◆

個人所得税（以下「PIT」）の申告について、

ハノイ市税務局は 2020 年 2 月 18 日付オフィシャルレターOfficial letter6043/CT-TTHT を発行した。

1. 本オフィシャルレターによると、外国人労働者の PIT の申告開始時期は労働契約書又は任命書に記載されるベトナムにおける勤務開始日であると案内された。

通達 Circular111/2013/TT-BTC によると、申告開始時期はベトナムへの初入国日に基づき PIT を計算すると規定されているが、ベトナムへの初入国日の解釈が不明確なため、パスポートに記載されている日付や労働契約書・任命書に記載される勤務開始日とすることが多かった。

本オフィシャルレターでは、申告開始時期をベトナムにおける勤務開始日より所得が発生するとしている。

2. PIT の確定申告について、有限会社から株式会社などのように企業形態を変更し、変更前の全ての納税義務を引き継ぐ場合、企業形態変更後の企業が変更前の期間も含めて PIT の確定申告を行う。

参考文献

ハノイ市税務局のオフィシャルレターOfficial letter 6043/CT-TTHT

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を1月31日に発売いたしました。

http://www.i-glocal.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
